

海外における火災保険と防火対策の関係

【アメリカ】

- アメリカでは、建築法令等とは別に、民間非営利団体で 1930 年に法人化されているある全米防火協会 (NFPA: National Fire Protection Association) や保険会社である FM 社 (Factory Mutual Global) などによる独自の安全防災基準・規格が存在。NFPA の制定している防火安全規格は、全米で広く認知されており、ビルディング・コード（建築基準）のなかでも、準拠・参照規格として採用されているケースが多い。また、FM 社の規格は、自前の実験施設にて各種耐火実験等を実施して財物損害防止の防火規格を制定している。アメリカの大企業の 9 割が採用している。
- 保険会社では法令とは別に独自基準を作成しているが、その中の一例として、高度な防火技術による財産保全を目的として発達した基準として、HPR (Highly Protected Risks) 基準がある。これは、法令では要求されない高度な防火設計を要求される反面、信頼性の高い基準として周知されている。この基準の遵守を前提として引き受けられる火災保険は通称「HPR 保険」と呼ばれている。
- HPR 保険は、FM 社、IRI 社、Kemper group 等の保険会社で扱われており、各社とも設計段階から厳格な防火設計を行い、使用開始後も徹底した現地調査を実施し、常時事故防止に努めている。
- 保険料率は建物等の条件により異なるため、一律ではないが、おおよそ通常の火災保険と比較して約 6 分の 1 程度まで軽減。正確な統計資料等はないが、日系進出企業や米国の大企業の多くが利用しているとのこと。
- HPR 保険の防災要求基準は法令基準と比較して厳しく、大別すると保険引き受けにあたり、10 個の条件をクリアする必要がある。特徴的なものとして、①マネジメントの防災関与は必須、②工場内のスプリンクラー設置は絶対（スプリンクラーを最良の消火設備として位置付け（施設の用途等に応じて設置を義務付け））、③防火壁の設置（延焼防止の重要な役割を果たすものとして防火壁を要求）等がある。

【イギリス】

- イギリスでは、建築物規則等の法規制は、火災の際の合理的な安全基準を提供(2006年10月より、Regulatory Reform (Fire Safety) Order 2005年より、住居等を除く建物を所有、使用、管理する者は、火災リスクアセスメントを実施し、顕在化したリスクへの対応等を行なうことが義務化されている)。
一方、財産の保全については、さらに高レベルの対策が要求されており、通常、保険会社が保険リスクの引き受けにあたり、法規制より高レベルの保険業界独自の基準を策定している。保険会社は、通常、建築物の設計段階から打合せに参画し、独自基準への対応を推奨する。建築物の利用開始後も、年間1回から数回の調査があり、適宜改善要求が示される。
- 1991年建築物規則の承認文書Bでは、財産保全は保険会社の役割と明記しており、これに対応すべく、イギリスの損害保険業界では、財産や操業の保全を主眼とした独自の消防火設備、防火区画等の設置基準を策定している。基準の策定は、1985年にイギリスの保険事業者が設立した民間団体である LPC (Loss Prevention Council) が実施。また、LPC は実験施設を有しており、基準の作成以外に、防火に関する技術的なアドバイスを行うほか、防火機器や工事業者の認定等も実施。
- LPC 基準が求める内容は、法規制が求める性能基準より相当高レベルである。LPC では、要求事項をガイドブックの形でとりまとめている。なお、LPC 基準の中には、BS (British Standards) として採用されているものもあり、スプリンクラーに関する基準は BS も LPC 基準も全く同一。

参考文献：1999年3月，(社)日本損害保険協会，「海外の安全防災に係わる法令・規則に関する調査・研究報告書アメリカ編」
2000年4月，(社)日本損害保険協会，「海外の安全対策に係わる法令・規則に関する調査・研究報告書イギリス編」